

よくあるご質問

1. 技能実習生はどうやって募集しますか？

受入企業様から求人票をいただき、性別、年齢、海外現地での職務経験等のご要望に応じ、当組合が海外送り出し機関に求人募集をかけます。

2. 技能実習生はどうやって選抜しますか？

送り出し機関現地での募集に応じた人材から送り出し機関側での書類選考及び面接を経て、受入人数の約2～2.5倍に絞ります。現地面接には通訳を兼ねて、当組合職員が同行いたします。

ご要望があればリモート面接も可能です。

3. 現地での面接の一般的なスケジュールはどうなりますか？

基本的に2泊3日または3泊4日の日程で行われることが主で、各国により、多少日程が変わります。面接の他に必要があれば、家庭訪問、所属企業視察などを行うことが可能です。

4. どんな仕事でも実習期間が3年間受入れ可能なの？

技能実習移行対象職種（86職種 158作業 2022年4月25日時点）しか認められておりません。

5. 外国人技能実習生は日本語が話せますか？

現地送り出し機関の講習センターで、約3～4か月日本語教育を行います。入国時、挨拶や簡単な日常会話ができます。

6. 入国後の日本語レベルはどのようなものですか？

技能実習生は入国後にまず1か月座学を行うことになります。配属後、当組合は日本語検定試験の対策を講じ、日本語能力向上への手助けをしています。

7.住居・食事などはどうしますか？

住居（宿舍）は、受入企業様でご用意ください。賃貸、社宅はどちらでも良いです。（一人当たり 4.5 m²以上）と日常家電製品、食器、寝具、調理器具、自転車等をご用意ください。食事は技能実習生が自炊します。

8.病気になった場合の費用は誰が負担しますか？

技能実習生は講習終了後、会社に配属してから、社会保険の健康保険が強制適用されます。講習期間中、国民健康保険（1 か月間）に加入します。その費用は実習生自ら負担します。外国人技能実習生保険（株）国際研修サービス）に加入することによって、保険で賄うことが出来ます。ただしこの加入は任意で、保険料の負担は受入会社負担していただきます。

9.技能実習期間は何年？

技能実習生は1年間の技能実習終了前に技能検定（基礎的な技術試験）を受け、合格をした場合に技能実習生として雇用契約を行い、さらに2年間在留期間が延長できます。

一定要件を満たして技能実習3号（4年目・5年目）を合わせて最大5年間日本に滞在することが出来ます。

10. どのような国から受入れするのですか？

当組合は主に中国、ベトナム、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ネパールより受入れています。送出国や選抜地域については、希望される職種や人物像などを企業側と相談して決定いたします。